

平成 18 年 1 月 18 日

作業員の負傷について

平成 18 年 1 月 17 日午前 7 時 50 分頃、定期検査中の 6 号機原子炉建屋 6 階において、制御棒外観確認作業の後片付けを実施していた協力企業作業員が、制御棒の清掃用具を固定していたひもをはさみで切断した際、誤って左手甲を負傷しました。

このため、業務車にて病院へ搬送しました。

診察の結果、左手甲の挫創で、約 1 週間の通院加療を要すると診断されました。

今後、協力企業に対して本事例を周知し、注意喚起いたします。

なお、放射性物質による汚染はありません。

以 上

これは「当社原子力発電所における不適合事象の公表方法の見直しについて」（平成 15 年 11 月 10 日お知らせ済み）における区分Ⅲの事象として、前日に発生した不適合事象を公表しているものです。